（別紙１）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号)】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 ３ 類 **魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物**	**第 ３ 類** **魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物**
（省　略）	（同　左）
総　説	総　説
（省　略）	（同　左）
他方、魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物を加熱による調理その他この類に記載しない方法により調製をし、若しくは保存に適する処理をしたものは、16 類に属する（例えば、単に、ころも（batter）又はパン粉でおおった魚の切身、加熱による調理をした魚)。ただし、くん製の際に又はくん製の前に加熱による調理をしたくん製の魚、甲殻類、軟体動物、その他の水棲（せい）無脊椎動物及び単に蒸し又は水煮した殻付きの甲殻類は、それぞれ 03.05 項、03.06 項、03.07 項及び 03.08 項に属する。軟体動物で、開殻のためや輸送又は凍結に先立つ安定化のために必要な熱湯処理その他の熱衝撃（heat shock）のみを施したものは、調理したものとはみなされず、この類に属する。また、加熱による調理をした魚、甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物から得られる粉、ミール及びペレットは、それぞれ 03.05 項、03.06 項、03.07 項及び 03.08 項に属するので注意を要する。	他方、魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物を加熱による調理その他この類に記載しない方法により調製をし、若しくは保存に適する処理をしたものは、16 類に属する（例えば、単に、ころも（batter）又はパン粉でおおった魚の切身、加熱による調理をした魚)。ただし、くん製の際に又はくん製の前に加熱による調理をしたくん製の魚、甲殻類、軟体動物、その他の水棲（せい）無脊椎動物及び単に蒸し又は水煮した殻付きの甲殻類は、それぞれ 03.05 項、03.06 項、03.07 項及び 03.08 項に属し、また、加熱による調理をした魚、甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物から得られる粉、ミール及びペレットは、それぞれ 03.05 項、03.06 項、03.07 項及び 03.08 項に属するので注意を要する。
（省　略）	（同　左）
03.07　軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	**03.07　軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）**

新旧対照表

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（省　略）	（同　左）
この項には、次の物品を含む。 （１）、（２）（省　略） この項にはまた、開殻のためや輸送又は凍結に先立つ安定化のために必要な熱湯処理その他の熱衝撃（heat shock）のみを施した軟体動物を含む。	この項には、次の物品を含む。 （１）、（２）（同　左） （新　規）
（省　略）	（同　左）
この項には、この項で規定してない方法で調製をし又は保存に適する処理をした軟体動物（例えば、沸騰水中で調理し又は食酢で保存に適する処理をした軟体動物（16.05））を含まない。	この項には、この項で規定してない方法で調製をし又は保存に適する処理をした軟体動物（例えば、水煮し又は食酢で保存に適する処理をした軟体動物（16.05））を含まない。
（省　略）	（同　左）
第　16　類 **肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物の調製品**	**第　16　類** **肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物の調製品**
（省　略）	（同　左）
総　説	総　説
（省　略）	（同　左）
（２）煮、蒸し、焼き、油で揚げ、あぶり、その他の方法により加熱調理したもの（ただし、くん製の前又はくん製の際に加熱による調理をしたくん製の魚並びにくん製の甲殻類、軟体動物又はその他の水棲（せい）無脊椎動物（03.05、03.06、03.07 及び 03.08）、蒸気又は水煮により調理した殻付きの甲殻類（03.06）、開殻のためや輸送又は凍結に先立つ安定化のために必要な熱湯処理その他の熱衝撃（heat shock）のみを施した軟体動物（03.07）及び加熱による調理をした魚並びに加熱による	（２）煮、蒸し、焼き、油で揚げ、あぶり、その他の方法により加熱調理したもの（ただし、くん製の前又はくん製の際に加熱による調理をしたくん製の魚並びにくん製の甲殻類、軟体動物又はその他の水棲（せい）無脊椎動物（03.05、03.06、03.07 及び 03.08）及び蒸気又は水煮により調理した（殻）付きの甲殻類（03.06）及び加熱による調理をした魚並びに加熱による調理をした甲殻類、軟体動物又はその他の水棲（せい）無脊椎動物から得られる粉、ミール及びペレット（それぞれ 03.05、

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
調理をした甲殻類、軟体動物又はその他の水棲（せい）無脊椎動物から得られる粉、ミール及びペレット（それぞれ 03.05、03.06、03.07 及び 03.08）を除く。）	03.06、03.07 及び 03.08）を除く。）
（省　略）	（同　左）
16.05　甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）	**16.05　甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）**
（省　略）	（同　左）
甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物については、この項の物品がとり得る種々の状態に関連する 16.04 項の解説を準用する。	16.04 項の解説は、とりわけ甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物について準用する。ただし、蒸気又は水煮により調理した殻付き甲殻類（一時的な化学保存剤が少量添加されているかいないかを問わない。）は 03.06 項に属する。
調製し又は保存に適する処理をした甲殻類及び軟体動物の主なものには、かに、シュリンプ及びプローン、ロブスター、ざりがに（crawfish、crayfish）、いがい、たこ、いか及びかたつむりがある。この項の、調製し又は保存に適する処理をしたその他の水棲（せい）無脊椎動物の主なものには、うに、なまこ及びくらげがある。	調製し又は保存に適する処理をした甲殻類及び軟体動物の主なものには、かに、シュリンプ及びプローン、ロブスター、ざりがに（crawfish、crayfish）、いがい、たこ、いか及びかたつむりがある。この項の、調製し又は保存に適する処理をしたその他の水棲（せい）無脊椎動物の主なものには、うに、なまこ及びくらげがある。
ただし、この項には、蒸気又は水煮により調理した殻付きの甲殻類（一時的な保存剤が少量添加されているかいないかを問わない。）（03.06）及び開殻のためや輸送又は凍結に先立つ安定化のために必要な熱湯処理その他の熱衝撃（heat shock）のみを施した軟体動物（03.07）を含まない。	（新　規）
（省　略）	（同　左）
26.21　その他のスラグ及び灰（海草の灰（ケルプ）を含む。）並びに都市廃棄物の焼却によって生じた灰及び残留物	**26.21　その他のスラグ及び灰（海草の灰（ケルプ）を含む。）並びに都市廃棄物の焼却によって生じた灰及び残留物**
（省　略）	（同　左）
この項には、次の物品を含む。	この項には、次の物品を含む。

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（１）～（５）（省　略） この項には、シリコン、フェロシリコン及びジルコニア製造の副産物として回収される化学的に単一のシリカフューム（コンクリート、繊維セメント又は耐火キャスタブルのポゾラン添加剤やポリマーの添加剤として一般に使用される）を含まない（28.11）。	（１）～（５）（同　左） （新　規）
（省　略）	（同　左）
28.11　その他の無機酸及び無機非金属酸化物	**28.11　その他の無機酸及び無機非金属酸化物**
（省　略）	（同　左）
（Ｍ）けい素化合物	（Ｍ）けい素化合物
（省　略）	（同　左）
シリカは耐酸性があり、溶融シリカは理化学用のガラス器具又は工業用の装置に使用し、急激な加熱、冷却に耐える（70 類の総説参照）。細かく粉砕したものは、例えば、種々の天然及び合成のゴム及びエラストマー用の充てん料、種々のプラスチック、ペイント、印刷用インク、塗布及び接着用の糊稠剤及び揺変性付与剤（thixotropic agent）に使用する。乾式（熱分解）シリカ（Fumed（pyrogenic）silica）（水素酸素炉（hydrogen-oxygen furnaces）中で四塩化けい素又はトリクロロシランの燃焼により得られる。）は、シリコンウエハーの化学機械研磨及び種々の材料のフリーフロー剤または硬化防止剤（anti-settling agent）に使用される。 シリカフューム（シリコン、フェロシリコン及びジルコニア製造の副産物として回収される）はまた、コンクリート、繊維セメント又は耐火キャスタブルのポゾラン添加剤やポリマーの添加剤として一般に使用される。	シリカは耐酸性があり、溶融シリカは理化学用機器又は工業用の装置に使用し、急激な加熱、冷却に耐える（70 類の総説参照）。細かく粉砕したものは、例えば、種々の天然及び合成のゴム及びエラストマー用の充てん料、種々のプラスチック、ペイント、印刷用インク、塗布及び接着用の糊稠剤及び揺変性付与剤（thixotropic agent）に使用する。乾式シリカ（Fumed Silica）（水素酸素炉（hydrogen-oxygen furnaces）中で四塩化けい素又はトリクロロシランの燃焼により得られる。）は、シリコンウエハーの化学機械研磨及び種々の材料のフリーフロー剤または硬化防止剤（anti-settling agent）に使用される。 （新　規）
（省　略）	（同　左）
この項には、次の物品を含まない。 （ａ）天然のシリカ、例えば、石英及び珪藻土（25 類。貴石及び半貴石の	この項には、次の物品を含まない。 （ａ）天然のシリカ（25 類。貴石及び半貴石の場合は、71.03 又は 71.05

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号)】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
場合は、71.03 又は 71.05 の解説参照） （ｂ）、（ｃ）（省　略）	の解説参照） （ｂ）、（ｃ）（同　左）
（省　略）	（同　左）
29.38　グリコシド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	**29.38　グリコシド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体**
（省　略）	（同　左）
この項には以下の物品も含まない。 （１）、（２）（省　略） （３）非天然グリコシド（29.37 項又は 29.39 項の製品を除く。）。この物品のグリコシド結合は、アノマーを形成する炭素原子のエーテル化によって形成されるアセタール官能基である。（トリベノサイド（ＩＮＮ））（29.40） （４）（省　略）	この項には以下の物品も含まない。 （１）、（２）（同　左） （３）非天然グリコシド（29.37 項又は 29.39 項の製品を除く。）。この物品のグリコシド結合は、アノマーを形成する炭素原子のエーテル化によって形成されるアセタール官能基である。（α－メチルグリコシド、トリベノサイド（ＩＮＮ））（29.40） （４）（同　左）
（省　略）	（同　左）
種類別にアルファベットの順序に配列した麻薬及び向精神薬の一覧表 Ｉ．1961 年の麻薬に関する単一条約（1972 年議定書により修正）のもとに管理される麻薬	種類別にアルファベットの順序に配列した麻薬及び向精神薬の一覧表 Ｉ．1961 年の麻薬に関する単一条約の議定書（1972 年議定書により修正）のもとに管理される麻薬

Name	HS subheading	CAS No.	Convention Schedule No.
（省　略）			
Acetyldihydrocodeine hydrochloride	2939.19		2
Acetylfentanyl	2933.39		1
Acetylmethadol (INN)	2922.19	509-74-0	1

Name	HS subheading	CAS No.	Convention Schedule No.
（同　左）			
Acetyldihydrocodeine hydrochloride	2939.19		2
（新　規）			
Acetylmethadol (INN)	2922.19	509-74-0	1

新旧対照表

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
（省　略）				（同　左）			
6-Acetylmorphine	2939.19	2784-73-8	1	6-Acetylmorphine	2939.19	2784-73-8	1
Acryloylfentanyl	2933.39		1	（新　規）			
AH-7921	2924.29		1	（新　規）			
Alfentanil (INN)	2933.33	71195-58-9	1	Alfentanil (INN)	2933.33	71195-58-9	1
（省　略）				（同　左）			
Benzethidine hydrobromide	2933.39		1	Benzethidine hydrobromide	2933.39		1
（削　除）				Benzethidine hydrochloride	2933.39		1
Benzoylmorphine	2939.19		1	Benzoylmorphine	2939.19		1
（省　略）				（同　左）			
Bezitramide hydrochloride	2933.33		1	Bezitramide hydrochloride	2933.33		1
Butyrfentanyl	2933.39		1	（新　規）			
Cannabis	1211.90		4	Cannabis	1211.90		4
（省　略）				（同　左）			
Cannabis resin	1301.90			Cannabis resin	1301.90		
Carfentanil (INN)	2933.39		1	（新　規）			
Clonitazene (INN)	2933.99	3861-76-5	1	Clonitazene (INN)	2933.99	3861-76-5	1
（省　略）				（同　左）			
Coca leaf	1211.30			Coca leaf	1211.30		
（削　除）				Coca paste	1302.19		
Cocaine	2939.71	50-36-2	1	Cocaine	2939.71	50-36-2	1
（省　略）				（同　左）			
Dihydrocodeine thiocyanate	2939.11		2	Dihydrocodeine thiocyanate	2939.11		2
Dihydroetorphine	2939.19		1	（新　規）			
Dihydroisomorphin	2939.19			Dihydroisomorphin	2939.19		
（省　略）				（同　左）			
Ecgonine hydrochloride	2939.71		1	Ecgonine hydrochloride	2939.71		1
Ecgonine *m*-hydroxybenzoylester	2939.71		1	（新　規）			
Ecgonine methyl ester	2939.71		1	Ecgonine methyl ester	2939.71		1
（省　略）				（同　左）			

新旧対照表

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号)】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
p-Fluorofentanyl hydrochloride	2933.39		4	p-Fluorofentanyl hydrochloride	2933.39		4
4-Fluoroisobutyrfentanyl	2933.39		1	（新　規）			
Furanylfentanyl	2934.99		1	（新　規）			
Furethidine (INN)	2934.99	2385-81-1	1	Furethidine (INN)	2934.99	2385-81-1	1
（省　略）				（同　左）			
Hydromorphone (INN)	2939.11	466-99-9	1	Hydromorphone (INN)	2939.11	466-99-9	1
Hydromorphone 3-glucuronide	2939.11		1	（新　規）			
Hydromorphone hydrochloride	2939.11	71-68-1	1	Hydromorphone hydrochloride	2939.11	71-68-1	1
（省　略）				（同　左）			
Morphine methylsulfonate	2939.11		1	Morphine methylsulfonate	2939.11		1
Morphine methobromide	2939.19		1	（新　規）			
Morphine mucate	2939.11		1	Morphine mucate	2939.11		1
（省　略）				（同　左）			
MPPP hydrochloride	2933.39		4	MPPP hydrochloride	2933.39		4
MT-45	2933.59		1	（新　規）			
Myrophine (INN)	2939.19	467-18-5	1	Myrophine (INN)	2939.19	467-18-5	1
（省　略）				（同　左）			
Norpipanone hydrochloride	2933.39		1	Norpipanone hydrochloride	2933.39		1
Ocfentanil (INN)	2933.39		1	（新　規）			
Opium	1302.11		1	Opium	1302.11		1
（省　略）				（同　左）			
Opium, prepared	1302.19			Opium, prepared	1302.19		
	2939.11				2939.11		
Oripavine	2939.19		1	（新　規）			
Oripavine hydrochloride	2939.19		1	（新　規）			
Oxycodone (INN)	2939.11	76-42-6	1	Oxycodone (INN)	2939.11	76-42-6	1
（省　略）				（同　左）			
Racemorphan hydrogen tartrate (bitartrate)	2933.49		1	Racemorphan hydrogen tartrate (bitartrate)	2933.49		1
Remifentanil (INN)	2933.39		1	（新　規）			

新旧対照表

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
Remifentanil hydrochloride	2933.39		1		（新　規）		
Sufentanil (INN)	2934.91	56030-54-7	1	Sufentanil (INN)	2934.91	56030-54-7	1
（省　略）				（同　左）			
Thebaine salicylate	2939.11		1	Thebaine salicylate	2939.11		1
Tetrahydrofuranylfentanyl	2934.99		1	（新　規）			
Thebacon (INN)	2939.11		1	（新　規）			
Thebaine	2939.11		1	（新　規）			
Thiofentanyl	2934.99		4	Thiofentanyl	2934.99		4
Thiofentanyl acetate	2934.99		1	（新　規）			
Thiofentanyl hydrochloride	2934.99		4	Thiofentanyl hydrochloride	2934.99		4
（省　略）				（同　左）			
Trimeperidine hydrochloride	2933.33	125-80-4	1	Trimeperidine hydrochloride	2933.33	125-80-4	1
U-47700	2924.29		1	（新　規）			

Ⅱ．1971 年向精神薬に関する条約のもとに管理される向精神薬

Name	HS subheading	CAS No.	Convention Schedule No.	Name	HS subheading	CAS No.	Convention Schedule No.
AB-CHMINACA	2933.99		2	（新　規）			
AB-PINACA	2933.99		2	（新　規）			
Allobarbital (INN)	2933.53	52-43-7	4	Allobarbital (INN)	2933.53	52-43-7	4
（省　略）				（同　左）			
Alprazolam (INN)	2933.91	28981-97-7	4	Alprazolam (INN)	2933.91	28981-97-7	4
AM-2201; JWH-2201	2933.99		2	（新　規）			
Amfepramone (INN)	2922.31	90-84-6	4	Amfepramone (INN)	2922.31	90-84-6	4
（省　略）				（同　左）			
Amfetamine tartrate	2921.46		2	Amfetamine tartrate	2921.46		2

新旧対照表

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
Amineptine (INN)	2922.49		2		（新　規）		
Amineptine hydrochloride	2922.49		2		（新　規）		
Aminorex (INN)	2934.91	2207-50-3	4	Aminorex (INN)	2934.91	2207-50-3	4
Aminorex fumarate	2934.91		4		（新　規）		
Aminorex hydrochloride	2934.91		4		（新　規）		
Amobarbital (INN)	2933.53	57-43-2	3	Amobarbital (INN)	2933.53	57-43-2	3
（省　略）				（同　左）			
Benzfetamine hydrochloride	2921.46	5411-22-3	4	Benzfetamine hydrochloride	2921.46	5411-22-3	4
N-Benzylpiperazine; Benzylpiperazine; BZP	2933.59		2		（新　規）		
N-Benzylpiperazine dihydrochloride	2933.59		2		（新　規）		
N-Benzylpiperazine hydrochloride	2933.59		2		（新　規）		
25B-NBOMe; 2C-B-NBOMe	2922.29		1		（新　規）		
25B-NBOMe hydrochloride	2922.29		1		（新　規）		
Brolamfetamine (INN) (DOB)	2922.29	64638-07-9	1	Brolamfetamine (INN) (DOB)	2922.29	64638-07-9	1
（省　略）				（同　左）			
Cathinone (INN)	2939.79	71031-15-7	1	Cathinone (INN)	2939.79	71031-15-7	1
Cathinone hydrochloride	2939.79		1		（新　規）		
2C-B	2922.29		2		（新　規）		
2C-B hydrochloride	2922.29		2		（新　規）		
Chlordiazepoxide (INN)	2933.91	58-25-3	4	Chlordiazepoxide (INN)	2933.91	58-25-3	4
（省　略）				（同　左）			
Clorazepate monopotassium	2933.91	5991-71-9	4	Clorazepate monopotassium	2933.91	5991-71-9	4
（削　除）				Clotiazepam (INN)	2934.91	33671-46-4	4
Cloxazolam (INN)	2934.91	24166-13-0	4	Cloxazolam (INN)	2934.91	24166-13-0	4
25C-NBOMe; 2C-C-NBOMe	2922.29		1		（新　規）		

新旧対照表

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
25C-NBOMe hydrochloride	2922.29		1	（新　規）			
Cyclobarbital (INN)	2933.53	52-31-3	3	Cyclobarbital (INN)	2933.53	52-31-3	3
（省　略）				（同　左）			
Dexamfetamine adipate	2921.46		2	Dexamfetamine adipate	2921.46		2
Dexamfetamine carboxy-methylcellulose	3912.31		2	Dexamfetamine carboxymethylcellulose	3912.31		2
Dexamfetamine hydrochloride	2921.46	405-41-4	2	Dexamfetamine hydrochloride	2921.46	405-41-4	2
Dexamfetamine hydrogen tartrate (bitartrate)	2921.46		2	Dexamfetamine hydrogen tartrate (bitartrate)	2921.46		2
Dexamfetamine pento-barbiturate	2933.54		2	Dexamfetamine pentobarbiturate	2933.54		2
Dexamfetamine phosphate	2921.46	7528-00-9	2	Dexamfetamine phosphate	2921.46	7528-00-9	2
（省　略）				（同　左）			
DMA hydrochloride	2922.29		1	DMA hydrochloride	2922.29		1
4,4’-DMAR; 4,4’-Dimethylaminorex	2934.99		2	（新　規）			
DMHP	2932.99		1	DMHP	2932.99		1
（省　略）				（同　左）			
DOET hydrochloride	2922.29		1	DOET hydrochloride	2922.29		1
Dronabinol (INN)	2932.95		2	（新　規）			
Estazolam (INN)	2933.91	29975-16-4	4	Estazolam (INN)	2933.91	29975-16-4	4
（省　略）				（同　左）			
Ethyl loflazepate (INN)	2933.91	29177-84-2	4	Ethyl loflazepate (INN)	2933.91	29177-84-2	4
Ethylphenidate; EPH	2933.39		2	（新　規）			
Ethylone	2932.99		2	（新　規）			
N-Ethyl MDA	2932.99		1	N-Ethyl MDA	2932.99		1
（省　略）				（同　左）			
Etilamfetamine hydrochloride	2921.46		4	Etilamfetamine hydrochloride	2921.46		4
Etryptamine (INN)	2933.99		1	（新　規）			

新旧対照表

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
Etryptamine acetate	2933.99		1	（新　規）			
Etryptamine hydrochloride	2933.99		1	（新　規）			
5F-ADB; 5F-MDMB-PINACA	2933.99		2	（新　規）			
5F-APINACA; 5F-AKB-48	2933.99		2	（新　規）			
5F-PB-22	2933.49		2	（新　規）			
Fencamfamin (INN)	2921.46	1209-98-9	4	Fencamfamin (INN)	2921.46	1209-98-9	4
（省　略）				（同　左）			
Flunitrazepam (INN)	2933.91	1622-62-4	4	Flunitrazepam (INN)	2933.91	1622-62-4	4
4-Fluoroamphetamine; 4-FA	2921.49		2	（新　規）			
Flurazepam (INN)	2933.91	17617-23-1	4	Flurazepam (INN)	2933.91	17617-23-1	4
（省　略）				（同　左）			
Flurazepam hydrochloride	2933.91	36105-20-1	4	Flurazepam hydrochloride	2933.91	36105-20-1	4
GHB	2918.19		2	（新　規）			
GHB sodium	2918.19		2	（新　規）			
Glutethimide (INN)	2925.12	77-21-4	3	Glutethimide (INN)	2925.12	77-21-4	3
（省　略）				（同　左）			
N-Hydroxy MDA hydrochloride	2932.99		1	N-Hydroxy MDA hydrochloride	2932.99		1
25I-NBOMe; 2C-I-NBOMe	2922.29		1	（新　規）			
25I-NBOMe hydrochloride	2922.29		1	（新　規）			
JWH-018; AM-678	2933.99		2	（新　規）			
Ketazolam (INN)	2934.91	27223-35-4	4	Ketazolam (INN)	2934.91	27223-35-4	4
（省　略）				（同　左）			
Loprazolam mesilate	2933.55		4	Loprazolam mesilate	2933.55		4
Loprazolam methylsulfonate	2933.55		4	（新　規）			
Lorazepam (INN)	2933.91	846-49-1	4	Lorazepam (INN)	2933.91	846-49-1	4
（省　略）				（同　左）			
Mazindol (INN)	2933.91	22232-71-9	4	Mazindol (INN)	2933.91	22232-71-9	4
MDE, N-ethyl MDA, MDEA	2932.99		1	（新　規）			

新旧対照表

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
MDMA	2932.99		1	MDMA	2932.99		1
MDMA hydrochloride	2932.99		1	MDMA hydrochloride	2932.99		1
MDMB-CHMICA	2933.99		2		（新　規）		
MDPV	2934.99		2		（新　規）		
MDPV hydrochloride	2934.99		2		（新　規）		
Mecloqualone (INN)	2933.55	340-57-8	2	Mecloqualone (INN)	2933.55	340-57-8	2
（省　略）				（同　左）			
Mefenorex hydrochloride	2921.46		4	Mefenorex hydrochloride	2921.46		4
Mephedrone	2939.79		2		（新　規）		
Mephedrone hydrochloride	2939.79		2		（新　規）		
Meprobamate (INN)	2924.11	57-53-4	4	Meprobamate (INN)	2924.11	57-53-4	4
（省　略）				（同　左）			
Metamfetamine racemate	2939.71	4846-07-5	2	Metamfetamine racemate	2939.71	4846-07-5	2
Metamfetamine racemate hydrochloride	2939.71		2		（新　規）		
Metamfetamine sulfate	2939.71		2	Metamfetamine sulfate	2939.71		2
（省　略）				（同　左）			
Methaqualone resinate	3003.90		2	Methaqualone resinate	3003.90		2
Methcathinone	2939.79		1		（新　規）		
Methcathinone hydrochloride	2939.79		1		（新　規）		
Methiopropamine; MPA	2934.99		2		（新　規）		
Methoxetamine; MXE	2922.50		2		（新　規）		
Methoxetamine (MXE) hydrochloride	2922.50		2		（新　規）		
Methylaminorex	2934.99		1	Methylaminorex	2934.99		1
Methylaminorex hydrochloride	2934.99		1	Methylaminorex hydrochloride	2934.99		1
4-Methylethcathinone; 4-MEC	2939.79		2		（新　規）		
Methylone; Beta-keto-MDMA	2932.99		2		（新　規）		

新旧対照表

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
Methylone hydrochloride	2932.99		2	（新　規）			
Methylphenidate (INN)	2933.33	113-45-1	2	Methylphenidate (INN)	2933.33	113-45-1	2
（省　略）				（同　左）			
MMDA hydrochloride	2932.99		1	MMDA hydrochloride	2932.99		1
4-MTA	2930.90		1	（新　規）			
4-MTA hydrochloride	2930.90		1	（新　規）			
Nimetazepam (INN)	2933.91	2011-67-8	4	Nimetazepam (INN)	2933.91	2011-67-8	4
（省　略）				（同　左）			
Pentazocine lactate	2933.33	17146-95-1	3	Pentazocine lactate	2933.33	17146-95-1	3
Pentedrone	2939.79		2	（新　規）			
Pentobarbital (INN)	2933.53	76-74-4	3	Pentobarbital (INN)	2933.53	76-74-4	3
（省　略）				（同　左）			
Pentobarbital sodium	2933.53	57-33-0	3	Pentobarbital sodium	2933.53	57-33-0	3
Phenazepam	2933.99		4	（新　規）			
Phencyclidine (INN) (PCP)	2933.33	77-10-1	2	Phencyclidine (INN) (PCP)	2933.33	1977-10-1	2
（省　略）				（同　左）			
PMA hydrochloride	2922.29		1	PMA hydrochloride	2922.29		1
PMMA	2922.29		1	（新　規）			
PMMA hydrochloride	2922.29		1	（新　規）			
Prazepam (INN)	2933.91	2955-38-6	4	Prazepam (INN)	2933.91	2955-38-6	4
（省　略）				（同　左）			
Psilocybine hydrochloride	2939.79		1	Psilocybine hydrochloride	2939.79		1
α-PVP	2939.79		2	（新　規）			
α-PVP hydrochloride	2939.79		2	（新　規）			
Pyrovalerone (INN)	2933.91	3563-49-3	4	Pyrovalerone (INN)	2933.91	3563-49-3	4
（省　略）				（同　左）			
Triazolam (INN)	2933.91	28911-01-5	4	Triazolam (INN)	2933.91	28911-01-5	4
UR-144	2933.99		2	（新　規）			

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
Vinylbital (INN)	2933.53	2430-49-1	4	Vinylbital (INN)	2933.53	2430-49-1	4
XLR-11	2933.99		2	（新　規）			
Zipeprol (INN)	2933.55	34758-83-3	2	Zipeprol (INN)	2933.55	34758-83-3	2
Zipeprol dihydrochloride	2933.55		2	（新　規）			
Zolpidem (INN)	2933.99		4	（新　規）			
Zolpidem hemitartrate	2933.99		4	（新　規）			

Ⅲ. 前駆物質

Name	HS subheading	CAS No.
（省　略）		
alpha-Phenylacetoacetonitrile (APAAN)	2926.40	4468-48-8
4-Anilino-N-phenethylpiperidine (ANPP)	2933.39	
Anthranilic acid	2922.43	118-92-3
（省　略）		
Norephedrine hydrochloride	2939.44	154-41-6
N-Phenethyl-4-piperidone (NPP)	2933.39	
Phenylacetone (benzyl methyl ketone, phenylpropan-2-one)	2914.31	103-79-7
（省　略）		

Ⅲ. 前駆物質

Name	HS subheading	CAS No.
（同　左）		
alpha-Phenylacetoacetonitrile (APAAN)	2926.40	4468-48-8
（新　規）		
Anthranilic acid	2922.43	118-92-3
（同　左）		
Norephedrine hydrochloride	2939.44	154-41-6
（新　規）		
Phenylacetone (benzyl methyl ketone, phenylpropan-2-one)	2914.31	103-79-7
（同　左）		

新旧対照表

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後

関税率表解説第 29 類のある物品の化学構造式

項	パラグラフ			関税率表解説の記載	化学構造式
総説	(G)			エステル、塩、配位化合物及びあるハロゲン化物の分類	
		(1)		エステル	
			(a)		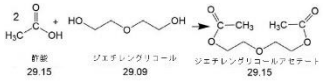
（省　略）					
29.33				複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）	
（省　略）					
	(F)			非縮合トリアジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物	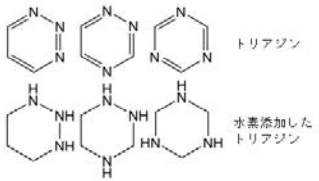
（省　略）					

改正前

関税率表解説第 29 類のある物品の化学構造式

項	パラグラフ			関税率表解説の記載	化学構造式
総説	(G)			エステル、塩、配位化合物及びあるハロゲン化物の分類	
		(1)		エステル	
			(a)		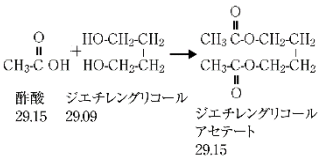
（同　左）					
29.33				複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）	
（同　左）					
	(F)			非縮合トリアジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物	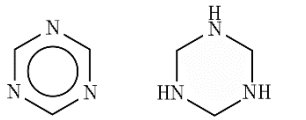
（同　左）					

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後						改正前					
29.38				グリコシド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体		29.38				グリコシド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	
	(1)			ルトシド	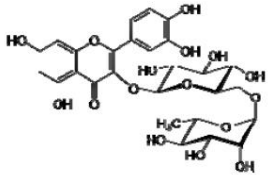		(1)			ルトシド	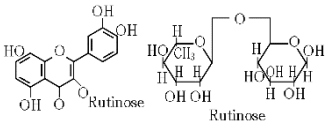
（省　略）						（同　左）					

（省　略）

30.01　臓器療法用の腺（せん）その他の器官（乾燥したものに限るものとし、粉状にしてあるかないかを問わない。）及び腺その他の器官又はその分泌物の抽出物で臓器療法用のもの並びにヘパリン及びその塩並びに治療用又は予防用に調製したその他の人又は動物性の物質（他の項に該当するものを除く。）

（省　略）

この項には、次の物品を含まない。

（ａ）～（ｄ）（省　略）

（ｅ）培養細胞（30.02）

（ｆ）～（ｈ）（省　略）

30.02　人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血及び免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的方法によって得たものであるかないかを問わない。）並びにワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する

（同　左）

30.01　臓器療法用の腺（せん）その他の器官（乾燥したものに限るものとし、粉状にしてあるかないかを問わない。）及び腺その他の器官又はその分泌物の抽出物で臓器療法用のもの並びにヘパリン及びその塩並びに治療用又は予防用に調製したその他の人又は動物性の物質（他の項に該当するものを除く。）

（同　左）

この項には、次の物品を含まない。

（ａ）～（ｄ）（同　左）

（新　規）

（ｅ）～（ｇ）（同　左）

30.02　人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血及び免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的方法によって得たものであるかないかを問わない。）並びにワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する

新旧対照表

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
物品 （省　略） この項には、次の物品を含む。 （Ａ）～（Ｃ）（省　略） （Ｄ）ワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）及びこれらに類する物品 これらの物品には、次の物品を含む。 （１）（省　略） （２）毒素（toxin）（毒）：トキソイド（toxoid）、クリプトトキシン（crypto-toxin）、プロトキシン（例えば、topsalysin(INN)）及び抗毒素（anti-toxin） この項の毒素は、ペプチド又はたんぱく質である。これらの毒素には、アルカロイドを含まない（29.39）。 （３）～（５）（省　略） （Ｅ）（省　略） （省　略） **第　37　類** **写真用又は映画用の材料** （省　略） 総　説 この類の写真用のプレート、フィルム、紙、板紙及び紡織用繊維は、感光性物質が反応するのに必要なエネルギーを有する光又は他の放射線（すなわち、電磁スペクトルにおいて約 1,300 ナノメーター以下の波長の放射線（ガンマー線、Ｘ線、紫外線及び近赤外線の放射線を含む。）及び粒子（核）放射線）に対して感受性を有する乳剤の層を一以上有するもので、単色で再現するかカラーで再現するかを問わない。ただし、ある種のプレートは、乳剤が塗布されてなく、全部又は大部分が感光性のプラスチックから成り、支持物にはり付けたものもある。赤外線レーザー感光性プレートは、しばしば感熱性	**物品** （同　左） この項には、次の物品を含む。 （Ａ）～（Ｃ）（同　左） （Ｄ）ワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）及びこれらに類する物品 これらの物品には、次の物品を含む。 （１）（同　左） （２）毒素（toxin）（毒）：トキソイド（toxoid）、クリプトトキシン（chrypto-toxin）、プロトキシン（例えば、topsalysin(INN)）及び抗毒素（anti-toxin） （新　規） （３）～（５）（同　左） （Ｅ）（同　左） （同　左） **第　37　類** **写真用又は映画用の材料** （同　左） 総　説 この類の写真用のプレート、フィルム、紙、板紙及び紡織用繊維は、感光性物質が反応するのに必要なエネルギーを有する光又はその他の放射線（素粒子放射線及び電磁スペクトルが約 1300 ナノメーター以下の波長の放射線（ガンマー線、Ｘ線、紫外線及び近赤外線の放射線を含む。））に感光する一以上の乳剤層を有するもので、単色で再現するかカラーで再現するかを問わない。ただし、ある種のプレートは、乳剤が塗布されてなく、全部又は大部分が感光性のプラスチックから成り、支持物にはり付けたものもある。（新　規）

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（thermosensitive/thermal）プレートと呼ばれる。	
（省　略）	（同　左）
37.01　感光性の写真用プレート及び平面状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）並びに感光性の平面状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限るものとし、まとめて包装してあるかないかを問わない。）	**37.01　感光性の写真用プレート及び平面状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）並びに感光性の平面状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限るものとし、まとめて包装してあるかないかを問わない。）**
（省　略）	（同　左）
この項には、次の物品を含む。 （Ａ）写真用プレート及び平面状写真用フィルム（紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。） これらのプレート及び平面状のフィルム（すなわち、ロール状でないもの。円板状にしたフィルムを含む。）は、露光してないもので、通常感光性の写真乳剤が塗布されている。これらは、紙（例えば、ネガをつくるのに使用する紙製のプレート）、板紙又は紡織用繊維（37.03）以外の材料からできている。通常使用される材料は、ガラス及び酢酸セルロース、ポリ（エチレンテレフタレート）その他のプラスチック（フィルムパック用又はカットフィルム用）並びに金属又は石（写真製版用）である。露光し、処理した後、印刷に供されるある種のプレートは、乳剤が塗布されてなく全部又は大部分が感光性のプラスチックから成っている。これらのものには、金属その他の材料の支持物にはり付けたものもある。これらのプレートの中には、露光前に増感処理をする必要があるものもあれば、照射後に照射された部分の硬化の程度を（熱的に）高める必要があるものもある。	この項には、次の物品を含む。 （Ａ）写真用プレート及び平面状写真用フィルム（紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。） これらのプレート及び平面状のフィルム（すなわち、ロール状でないもの。円板状にしたフィルムを含む。）は、露光してないもので、通常感光性の写真乳剤が塗布されている。これらは、紙（例えば、ネガをつくるのに使用する紙製のプレート）、板紙又は紡織用繊維（37.03）以外の材料からできている。通常使用する材料は、ガラス、酢酸セルロース、ポリ（エチレンテレフタレート）その他のプラスチック（フィルムパック用又はカットフィルム用）並びに金属及び石（写真製版用）である。露光し、処理する場合印刷用に供するある種のプレートは、乳化剤が塗布されてなく全部又は大部分が感光性のプラスチックから成っている。これらのものには、金属その他の材料の支持物にはり付けたものもある。これらのプレートのある種のものは、露光前に増感処理をする必要がある。
（省　略）	（同　左）
38.24　鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	**38.24　鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）**

新旧対照表

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（省　略）	（同　左）
（Ｂ）化学品及び化学又はその他の調製品	（Ｂ）化学品及び化学又はその他の調製品
（省　略）	（同　左）
上記の要件を満たすことを条件として、この項に含まれる調製品及び化学品には、次の物品がある。 （１）～（24）（省　略） （25）ある種の窯業製品（義歯等）製造用の調製剤：例えば、カオリン、石英及び長石をもととした混合物 これらには、主として酸化ジルコニウム（ZrO_2）及びその他の金属酸化物から成る歯科用のジルコニア製品も含まれる。これらは、義歯又は修復歯の最終的な形態にするためのいくつかの加工（例えば、研削、焼結、艶出し等）を施すことなく歯科治療で使用することはできない。 （26）～（49）（省　略）	上記の要件を満たすことを条件として、この項に含まれる調製品及び化学品には、次の物品がある。 （１）～（24）（同　左） （25）ある種の窯業製品（義歯等）製造用の調製剤：例えば、カオリン、石英及び長石をもととした混合物 （新　規） （26）～（49）（同　左）
この項には、次の物品を含まない （ａ）シリコン、フェロシリコン及びジルコニア製造の副産物として回収される化学的に単一のシリカフューム（コンクリート、繊維セメント又は耐火キャスタブルのポゾラン添加剤やポリマーの添加剤として一般に使用される）（28.11）。 （ｂ）、（ｃ）（省　略）	この項には、次の物品を含まない （新　規） （ａ）、（ｂ）（同　左）
（省　略）	（同　左）
90.18　医療用又は獣医用の機器（シンチグラフ装置その他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。）	**90.18　医療用又は獣医用の機器（シンチグラフ装置その他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。）**
（省　略）	（同　左）
（Ｉ）人間の医療用の機器	（Ｉ）人間の医療用の機器

新旧対照表

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（省　略） （Ｌ）携帯式気胸用機器、輸血（全血、血液成分又は血液製剤）用機器、人工ひる （省　略）	（同　左） （Ｌ）携帯式気胸用機器、輸血用機器、人工ひる （同　左）